

平成10年3月11日  
長崎県公安委員会規則第4号  
最終改正 令和6年2月22日

警察職員の配置定員に関する規則

- 1 警察法（昭和29年法律第162号）第58条及び警察職員の定員に関する条例（昭和29年長崎県条例第22号）第5条の規定に基づき、警察職員の配置定員を別表のとおり定める。
- 2 前項の規定による警察職員の配置定員に関する細目的事項は、長崎県警察本部長が定めるものとする。

附 則

この規則は、平成10年3月27日から施行する。

附 則（平成11年公委規則第2号）

この規則は、平成11年3月15日から施行する。

附 則（平成12年公委規則第2号）

この規則は、平成12年3月17日から施行する。

附 則（平成13年公委規則第5号）

この規則は、平成13年3月21日から施行する。

附 則（平成14年公委規則第4号）

この規則は、平成14年3月6日から施行する。

附 則（平成15年公委規則第5号）

この規則は、平成15年3月20日から施行する。

附 則（平成16年公委規則第3号）

この規則は、平成16年3月1日から施行する。ただし、別表の改正規定中「福江警察署」を「五島警察署」に、「有川警察署」を「新上五島警察署」に改める部分は、同年8月1日から施行する。

附 則（平成16年公委規則第9号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年公委規則第6号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年公委規則第14号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年公委規則第6号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年公委規則第2号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年公委規則第3号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年公委規則第5号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年公委規則第5号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年公委規則第3号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年公委規則第5号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年公委規則第2号）

この規則は、平成26年3月18日から施行する。

附 則（平成27年公委規則第2号）  
この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年公委規則第9号）  
この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年公委規則第4号）  
この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年公委規則第5号）  
この規則は、平成30年3月23日から施行する。

附 則（平成31年公委規則第4号）  
この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年公委規則第6号）  
この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年公委規則第2号）  
この規則は、令和3年3月19日から施行する。

附 則（令和4年公委規則第2号）  
この規則は、令和4年3月28日から施行する。

附 則（令和4年公委規則第13号）  
この規則は、公布の日から施行し、令和4年10月3日から適用する。

附 則（令和5年公委規則第4号）  
この規則は、令和5年3月24日から施行する。

附 則（令和6年公委規則第4号）  
この規則は、令和6年3月22日から施行する。

